

## 公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年3月28日

紀の川市長 岸 本 健

### 記

#### 1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	経営管理権の存続期間	備 考
集3-1	紀の川市麻生津中 字飯盛 1372-110	3-ロ-12 3-ハ-3, 4	山林	0.0808	2022.4.1~2027.3.31 (5年)	
集3-2	紀の川市麻生津中 字飯盛 1598-1	3-ロ-1, 3, 4, 5, 6	山林	0.366	2022.4.1~2027.3.31 (5年)	
集3-3	紀の川市麻生津中 字飯盛 1893	3-ロ-7, 8, 9, 11, 12, 13	山林	3.2407	2022.4.1~2027.3.31 (5年)	
集3-4	紀の川市麻生津中 字飯盛 1895	3-ハ-3, 4, 7	山林	0.2652	2022.4.1~2027.3.31 (5年)	
集3-5	紀の川市麻生津中 字飯盛 2019	5-ロ-7, 9 5-ハ-1	山林	0.3577	2022.4.1~2027.3.31 (5年)	
	紀の川市麻生津中 字飯盛 2020	5-ロ-7 5-ハ-1, 2	山林	0.4727	2022.4.1~2027.3.31 (5年)	

2 縦覧場所 紀の川市役所農林商工部農林振興課  
紀の川市ホームページ (<http://www.city.kinokawa.lg.jp>)

3 本公告により、紀の川市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。